

【表紙】

【発行登録番号】	28 - 関東 6
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 2 月 5 日
【会社名】	東京センチュリーリース株式会社
【英訳名】	Century Tokyo Leasing Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地
【電話番号】	03 (5209) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 本田 健
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地
【電話番号】	03 (5209) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 本田 健
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成28年 2 月14日)から 2 年を経過する日(平成30年 2 月13日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリーリース株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリーリース株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリーリース株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリーリース株式会社 大阪営業第一部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリーリース株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、投資資金、運転資金、借入金の返済資金、短期社債の償還資金、コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度 第46期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第47期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日までに関東財務局長に提出予定
- (3) 事業年度 第48期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第47期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月10日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第47期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月9日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第47期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月15日までに関東財務局長に提出予定
- (4) 事業年度 第48期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月15日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度 第48期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (6) 事業年度 第48期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月14日までに関東財務局長に提出予定
- (7) 事業年度 第49期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (8) 事業年度 第49期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (9) 事業年度 第49期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年2月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年2月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年2月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月5日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書）を平成27年10月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成28年2月5日）までの間において生じ

た変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東京センチュリーリース株式会社 本店

(東京都千代田区神田練堀町3番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリーリース株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリーリース株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリーリース株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリーリース株式会社 大阪営業第一部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリーリース株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし